

2020年度 第1回 児童福祉専門分科会 議事録

日 時：2021年3月22日（月）13時30分～15時

場 所：明石市役所議会棟2階 大会議室

○会議次第

- 1 開会
- 2 委員の紹介について
- 3 議事
 - (1) こどもの権利擁護部会の設置について
 - (2) 明石市就学前教育・保育施設再構築計画の検証・見直しについて
 - (3) 2021年度(令和3年度) 教育・保育施設の「利用定員」について
- 4 その他
- 5 閉会

○出席者

委員

伊藤会長 瓜生委員 三宅委員 黒田委員
吉川委員 川並委員 竹内委員

事務局

こども局

泉市長 佐野理事 前田こども局長 藤城こども育成部長
大津こども企画部長 永富子育て支援部長 田中明石こどもセンター所長代行
鈴木こども育成室長 山本こども育成室運営担当課長
岩倉こども育成室企画担当課長 勝見待機児童対策室課長
瀧こども通学・面会等支援課長 伊藤待機児童対策室係長

○ 議事内容

1 開会

(あいさつ)
(会議成立の報告及び資料確認)

2 委員の紹介について

(委員の紹介)

3 議事

会 長：それでは、議題の（1）こどもの権利擁護部会の設置について、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局：(資料2について説明)

会 長：ただいま議題の(1) こどもの権利擁護部会の設置について説明をいただいた。ご意見ご質問があればお願いしたい。

委 員：明石市の年間の一時保護というのは、たしか昨年度150件は超えていたというように記憶しており、2日に一度保護があるということだが、この権利擁護部会は本当にスピーディーさが求められると思う。委員については、迅速に対応できる委員を配置してほしい。

事務局：ただ今のご意見を参考にさせていただき、今後の人選に入っていきたい。

委 員：こどもの権利擁護部会というのは必要な部会だと思う。先日ニュースで、衰弱死で亡くなった子どものニュースがあったが、親戚の方が心配して児童相談所に相談しているにも関わらず、助からなかったというのは非常に悲しいことであった。明石市では、そのようなことがないように、このような部会を設置していただけたらと思う。それから、私は主任児童委員をしており、中学校区の中の小学校や幼稚園に関わっているが、明石市のこどもセンターができてから、中学校などの先生方が、相談された際に手厚く相談に乗ってもらえているという話を聞いている。

会 長：他にはいかがか。

委 員：こどもの権利擁護部会、これは本当に画期的なことだと思う。それで、いま言われたように迅速さが求められるということだが、明石市のセンターだけでは対応できず、委託をしたケースもあると聞いている。委託先の、たとえば児童相談所もしくは児童施設との関係もあるので、そのあたりも面会がスムーズにできるような仕組み等を調整していただけたらと思う。

会 長：一時保護所だけではなくて、一時保護を委託した先の職員との連携ということか。

委 員：おそらくそういう事例も起こってくると思うので。

委 員：素晴らしい設置だと思うのだが、自分で申し出られる子とかはいいのだが、乳児の場合、自分では言葉にできないが、そういった場合は、こどもセンターはどのようなところから判断するのかというのを決めているのか確認したい。

事務局：おっしゃるように、乳児は、自らの意思表示ができないということは承知をしている。こどもの声を聴くという点でいうと、声そのものは乳児からは聞けないが、背景の事情であつたり保護先での様子について、第三者として新たな部会の委員さんに見ていただく。見ていただく委員さんは、児童福祉にある程度事情の詳しい方を想定しているので、直接声を聞くというのではなくても背景を読み取っていただいたりとか様子を確認していただいて、場合によっては委員の職権で調査をするということに繋げていきたいと考えている。

委員：先ほどの意見と少し重なるのだが、幼児の場合、なかなか状況を表に出せないということが考えられる。例えば、幼稚園で見る幼児の姿と保護者の方からの申し出とでは、少しズレが生じる場合がある。そのような時には、どういうふうに調整するのかをもう少し教えていただきたい。

事務局：おっしゃるように、子どもの言う内容と、親の言う内容にズレが生じるということもあろうかと思う。もし、対立する場合は、この制度はもちろん子どもの側に立った制度なので、子どものためにどうしたらいいのかということをお忘れずに、そこに重きをおいて活動する予定である。また、お子さんのお気持ちが時々変わることも当然あるので、子どもが本当に望んでいるようなことは何なのかということ意識して聞き取って対応していくことを考えている。

委員：一時保護された子どもを一次的にはすべて面接するというので、その次に、何らかのアクションがあれば再度調査に入るということだが、保護者からの申し出があった場合、外部専門的な委員の方は保護者に対して直接何らかのアプローチとかを行うのか。それとも、それはあくまでもこどもセンターが間に入るということで、保護者と委員の接触というのはないことになるのか。

事務局：保護者からの申し出があった場合、この制度はこどもセンター・児童相談所とは独立した第三者調査制度なので、児童相談所が関わるのではなく、第三者委員、新たな部会の方が場合によっては保護者と面談をして、その思いであったりとか事情を聞きとっていただき、新たな部会として第三者の意見としてどうなのかという判断をしていただくということを考えている。

委員：保護者の中にもいろいろあるので、委員を守っていただくというような仕組みも必要ではないかと思うので、よろしく願いしたい。

委員：実際に面接をする際、全体と一人で行うのか、グループで行うのか、個人で対応するのかというのを、個人であればいろいろ取り違いとか、意見の違いがある場合もあるし、先ほどのように、状況から判断するのであれば、複数人での判断というものも必要な部分もあるのかなと思う。このあたりの取り組みについて、面談の方法とか、先ほどの非言語の対応の判断というものはすごく難しいところがあると思うので、そのあたりの取り組み方を教えていただきたい。

事務局：実際に面談・面会をする想定であるが、原則としては、一人の委員が一人の子どもと会って話を聞いてもらうということを考えている。ただ、子どもの状況や年齢によって、気持ちを伝えられる力については、個人差があるので、必要に応じて複数で聞き取るということも検討していく予定である。

会長：私の方からも聞きたいのだが、先ほど資料で説明のあった、この部会には二つの仕事があるということで、一つ目は速やかな面会意見聴取ということなのだが、二つ目の仕事

の②の「児童と面会した第三者委員会委員の職権」というのは、一旦面会して何らかの意見を第三者委員会が出した時に、様子を見ていたらどうもそうではないような対応をしているとか、処遇をしているといった時に、再度申し出るというか、そういう意味でいいかどうか。もう一点、明石こどもセンター自身から申し出る場合はどんなケースを想定しているのか。この二点についてお願いしたい。

事務局：二点のご質問の一点目の職権については、子どもに対して気持ちを聞いてもらう中で、子どもが自身の発言として、例えば安心していただくとか、お母さんお父さんに会いたくないといった意見が出されていたとしても、どうも強がって言っているんじゃないかとか、真意とは違うことを言っているんじゃないかということを、会った部会の委員が感じた場合には、少し気になるので、自分達で調べたいということが出来る、そのような制度として考えているところである。二点目のこどもセンターが申し出る場合については、そこまで多くはないのではと考えているところであるが、例えば、保護者とこどもセンターが対立関係になり、こどもセンターとしては、いろいろ説明は尽くしているが、保護者が納得されない場合に、保護者の方がこの制度を利用してくれれば、第三者調査が始まることになるのだが、何らかの事情で、保護者の方がこの制度を利用しない場合などに、こどもセンターから、部会の方に第三者的に見てどうかということでお聞きをすることもあろうかというところで、制度化しているところである。

会長：ひとつめの質問というのは、こどもの声を聴き直す・捉えなおすというところに主眼があるという理解でよろしいのか。

委員：やはり対応が難しいこともあるのではと想定している。例えば、一時保護は虐待だけではなくないので、例えば非行のこどもが保護されて、早く帰してくれとか、そういった意見表明することもあるかと思うので、やはり対応するとき、こどもの意見にしっかりと耳を傾けるのは大事だとは思のだが、全部の要求を受け入れるというのも、一時保護指定の意味ということも、やはり重たい意味があるかと思うので、そのあたりのスキルを上げていっていただきたいと考えている。

会長：それでは、続いて議題の（２）明石市立就学前教育・保育施設再構築基本計画の検証・見直しについて、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局：（資料３について説明）

会長：再構築計画の検証・見直しについて説明いただいたが、委員からご意見ご質問を承りたい。

委員：児童の人口の増加や減少により計画の見直しが必要となり本当に大変だと思う。２ページの第３章、当初は２０２５年まで計画されているが、近くの幼稚園も民間の保育所に空き教室を貸しているが、私が住んでいるところは衣川校区なのだが、林幼稚園、王子幼稚園、大観幼稚園とあり、大観幼稚園、王子幼稚園は民間に貸しているのだが、その廃止の計画に入っているということを知っているのか、林幼稚園ひとつになれば、王子

幼稚園校区の園児、それから大観幼稚園校区の園児は、林幼稚園に通園になって非常に遠くなる。自転車での送迎許可が出ると思うのだが、非常に大変なことだと思っている。3歳児保育が幼稚園で始まって、この計画も止まっているということを知っているが、2035年までには移行していくことになるのか。

事務局：この再構築計画については、2016年3月にできており、その後、計画そのものは、いわゆるこども園化などは止まっている。その中で、先ほど委員が言われたように、元々3つの幼稚園に民間の分園を入れて、そのあとも、さらに3つの幼稚園に分園を入れるという形で、分園も増えている。さらに、今年度については、小規模保育事業所を2つの園で入れるということで、元々の再構築計画、特に幼稚園に関してはまったく元の形と変わってしまっているという状況で、今現在ストップしている。したがって、2035年度までに進めるのかということについては、元の計画については見直しをして、まず2022年度の4月に、できれば何園かの幼稚園をこども園化するという形で取り組みたい。

委員：それはもちろん承知しているのだが、この章の2035年度までに施設設置の将来像として、②でこども園に移行しない幼稚園及び保育所は民間移管・廃止となっている。そのところをお聞きしたい。

事務局：今回の見直しの方針として、2035年度という期限、また何か所こども園化する、廃止、認可するということも含めて、今後見直すという方針にしていきたいと考えている。

委員：それなら、廃園になる幼稚園があるということか。そのところをお聞きしたい。

事務局：2035年なのか、その前になるのか、先になるのかも含めて、状況に応じた検討をしていくということである。まず、2035年という期限は見直していきたいと思っている。

委員：私の意見は、4ページの2(1)④に書かれているように、1小学校区に1幼稚園を有するというのに賛成である。明石の資産を活かしたモデルができるというように書いてあるのだが、それなら衣川校区にある3つの幼稚園は残っていくのか。私立の保育所に空き教室を貸しているが、それは幼稚園としてずっとこれからも残っていくのか、そのあたりを心配して質問したのだが、計画はどうなるのか分からないということか。

事務局：まずは、おっしゃっていただいたとおり1小学校区に1幼稚園を有する明石の特性を活かした対応で、3～5歳に対応した幼稚園型認定こども園に、市立幼稚園を移行していくという方針である。それが、今後ずっとそうなるのかということではなく、再構築計画を計画した時点では、2035年までという期限を作っているが、その期限は事実上なくなるということである。現状からいうと、3歳児保育があつて預かり保育もしている。また、幼稚園の敷地の中で、民間の分園なり小規模保育所をやっている。そういう民間の分園、小規模保育所といった施設が入っている幼稚園があるが、その施設についても、例えばこども園化してもらえれば、特に何も変わることはない。保育所の分園が

あるまま、あるいは民間保育所の小規模保育所の教室があるまま、市立幼稚園が幼稚園型認定こども園になっていく、そういうイメージでご理解いただければと思う。

委員：児童人口の増加減少により、見直しが必要なので計画通りにはいかないこともあるという捉え方でいいのか。もうひとつ、幼稚園も3歳児保育が始まったが、これは保護者のニーズに応えられて大変いいことと思っているが、例えば林幼稚園では、教室が4つある。年長が2クラス、年少が2クラスで、ちょうどよかったのだが、園児の減少により、今年度は5歳児が2クラス、4歳児が1クラス、3歳児が1クラスということで、教室が4つあるが、また来年度、年長が1クラスになって、年中が2クラスになっても、まだ3歳児の教室がある。これが、以前のように5歳児や4歳児も2クラスずつになると教室が足りなくなる。それから、3歳児も1年目は20人だったが、ニーズに応じて2クラスにされた幼稚園、それから林幼稚園の場合は、今年度は教室がないので1クラス30人で、先生が2人で保育をしている。そういったことで、例えば3歳児30人で1クラスだと、先生が話をされるときに、今年度はコロナがあるので、すごく密になっているなど参観したときに思った。教室の問題で、足りないところもあるので、そのへんもちょっと見直していただけたらと思う。

事務局：幼稚園の余裕教室は、全園通じてかなり減ってきているところであり、今の林幼稚園については、以前に比べて、自由に使える教室というのは減っているところである。

委員：空き教室はない状態である。

事務局：個別の話になるが、林幼稚園については、1教室は元々保育室として使っていた教室を応接やPTAの場所に使っている教室があり、1つの余裕がある。ここの荷物などを動かす部分というのはあるが、今、教室に関しては最大限拡充というか、別の用途として使っているところを教室に戻して受入れを行っているところである。それでも足りない園も中にはあるので、そこについては園児数の推移を見ながら、整備も含めて、また他の園も含めて検討していきたいと思っている。

委員：現在、幼稚園型のこども園と小規模園とは、今後の計画としては、別にカウントして考えるという理解でよろしいか。そうすれば、将来的にこどもがどんどん減っていったら、0・1・2歳児のニーズが少なくなってきて小規模園の設置が必要なくなった場合は、どのようなことを考えておられるのか。

事務局：児童数がいつかは減ってくるであろうということは、考えてはいるのだが、いつ減ってくるのかというのは実際のところ見通せないところがあるのまず一点。児童数が、減少に転じた場合、この時、小規模保育所もそうだが、例えば全園タイプのいわゆる保育所、民間も含めて、こども園も含めて、児童数が減ってくるということになってくる。その中で、策のひとつとして、先ほど申し上げた公立保育所の弾力的運用であるとか、定員数の見直しであるとか、そういったところでひとつ対応していきたいと考えている。

委員：2016年あたりに、再構築の案が出た時には、幼稚園がどのようにしていくのかと

いうことを幼稚園側としても心配していた。3歳児保育が始まり、預かり保育の方もある程度基盤ができてきてというところではあるのだが、こども園になるということで、幼稚園型の認定こども園というのと、今預かり保育を実施しているが、そのあたりのバランス的なところ、どのようなこども園の形になっていくのかというところをもう少し知りたいと思っている。また、令和4年度に何園かモデル園として次に移行していくという形なのだが、二見こども園を除いてあと27園、今幼稚園があるが、だいたいどれぐらいの見通しを持ってこども園化していくのか、そのあたりのスケジュール的な見通しがありましたら教えてほしい。

事務局：幼稚園型認定こども園への移行について、どのような形で進めていくのかということだが、こちらの5ページの3に記載のとおり、令和4年4月に向けて、モデル園として数園の幼稚園をまず移行をしていきたいと考えている。この中で、実際に移行した場合の懸案事項を洗い出した上で、さらにもう数園という形で移行を進めていきたいというふうに考えている。その上で、実際に保護者のニーズであるとか、ニーズが伸びてきたとかそういった状況に応じて、拡大していくことを考えたいというふうに考えている。預かり保育と幼稚園型認定こども園のバランスという話もあったが、預かり保育は幼稚園型認定こども園になって、就労家庭が2号認定になると、それは保育として預かることになる。一方で、今現在一般枠として預かり保育を利用している方々のニーズもあるという状況を踏まえて、今後詳細をどうしていくかということを考えていきたい。

委員：モデル園においては、2号と認定される保護者の利用と一般枠で預かりとして利用されている方の両方を見ながらモデルケースとして進めていくという形の理解でよろしいですね。

委員：今、障害のあるこども達の中でも、発達支援などがかなり増えてきているのではと思う。これは、判定する部署が、早く判定してくれている結果だとは思っているのだが、こういった中で、障害のあるこどもを保育の方で担っていくというような考え方の中で、具体的にはどういうふうにこれをフォローしていく考え方があるのかというのがまず一点と、公立と私立との移行をどんどん進めていって、今、私立の方が増えてきているのだが、全ての公立保育所がなくなってしまうというわけではないと思うので、そのあたりのところで、公立保育所が果たす役割というのをどのように考えているのかを聞きたい。

事務局：特別支援の関係であるが、今、支援を必要とする子どもの数というのは園児の増加に伴って、非常に多くなってきているところである。民間、公立ともに市の方から発達巡回指導の専門の先生が巡回して、保育のアドバイスなどをしていただいているところである。長期間協力いただいている先生は1人だけだったが、それでは回り切れないということもあり、兵庫教育大学の先生方、教授の方も含めて協力いただき、巡回を増やしていくということと、もっと具体的に色々な方に研修していただいたりとか、先生方や職員に研修をしたりとか、そういった具体的な取り組みを進めており、そういったところから特別支援の各園での質の向上を図っていきたくと考えている。そういったところで、公立の施設としての役割としては、より先導的な役割として、質の高いものということに取り組んでいきたいということと、あまり数が公立に偏りすぎることになると、

また公立の方での保育にも一定影響があるかと思うので、民間の方にも色々なノウハウというのを広めていって、トータルで質の高い保育を提供していきたいと考えている。

委員：やっぱり民間の保育所で発達支援をしていくのはなかなか難しいのかなと思うところもあるので、巡回指導など、しっかりとしたサポートを市の方からしていただけたらと思うので、その点もよろしくお願ひしたい。

委員：このあとのスケジュールについて、これは子ども・子育て支援事業計画と密接に絡んでいるということで、同計画のもとで進めていくこととなっているが、この計画そのものを見直す時に、こういった部会の中で意見を聞くという場を設けるのか。

事務局：今回ずっと保留になっている再構築計画を見直すということで、その方針としてお示ししたのについて、現在ご意見いただいているところである。また、今後計画の見直しにあたって意見を聞くのかということだが、内容の大小・軽重などを踏まえて判断していきたいと思っている。再構築計画のできた過程については、行政の検討委員会を経て、当時の子ども・子育て会議を経て作成したという過程がある。今回大きな見直しについて、方針をお示ししたいと考えているので、今回、委員の皆さまに意見をいただいているところである。

委員：先ほどの委員と同じような意見になるのだが、障害等で、特に配慮を要する福祉的なニーズが必要な子ども達、それからその保護者への対応というところでは、やはり公立の保育所施設などの役割というのが重要になってくると思う。先ほど、公立の定員の割合やバランスを見ながらということだったので、少し安心したが、ぜひ公立の役割というところをしっかりと踏まえていただけたらと思う。

会長：それでは議題（3）令和3年度教育・保育施設の「利用定員」について、事務局から関連資料の説明をお願いしたい。

事務局：（資料4について説明）

会長：それではこの議題（3）令和3年度の教育・保育施設の「利用定員」について、委員の皆様からご意見ご質問を承りたい。

委員：次の4月1日の待機児童の数というのはもう出ているのか。

事務局：4月1日の待機児童の数は、今の段階ではまだわからないところであり、今2次募集が終わって、2次で入所する方が決まっているが、ここから企業主導型とか、幼稚園の預かりなどを利用される方など、そのあたりをまず減らします。そのあと、4月に入りましてから、待機の内容について、国の基準で待機児童から外す、例えば求職活動を親がしている児童について、アンケート等を取ることで待機児童から外すとか、あとは特定施設しか入らない方、そちらについても待機児童から外すような基準になっているので、そのあたりも精査した上で、4月中に待機児童数を出していきたいと考えている。

委員：現場の意見として、保育所には入所できているのだが、兄弟で違う保育所の方が多数おられて、2か所の送迎や、行事が重なったりとか、そういうこともあります。その方たちは、入所できているのだから待機児童には入らないという話も聞く。保護者の負担を軽くするという明石市を目指すなら、やはり心情的に同じ園に入所できたらいいのではと思う。あくまでも点数制なので難しいところもあるが、私たちも同じ保育所で受け入れてあげたいという気持ちは同じなので、ご配慮いただきたい。

事務局：今言われたように、点数ということもあるので、例えば4歳など上の年齢の子どもであれば入りやすくても、1歳や2歳であれば、保護者が同じ点数であっても入れないというような状況になっていることもあり、申し訳ないと思っている。そのあたりについては、施設整備等をしながらできる策を考えていきたいと思っている。

委員：この資料によると、1,402人増えるということで、待機児童については、いろんな兄弟の問題もあったりするので、0人にはならないかもしれないが、だいぶ減るだろうということであるが、4月から開園なり拡張する園もあるが、マンパワーの確保という点では大丈夫なのか。今、福祉施設でもすべてのベッドを使えないというところも増えているが、そういった部分はどうか。

事務局：施設ができて、そこで働く保育士等を確保しないとオープンできないので、保育士サポートも当然両輪として、待機児童対策としてしているところである。特に、こちらに書いてあるような新規園については、保育士が足りずに開園の人数を減らすというところは今のところないという状況なので、4月1日の開園で今の準備を進めている状況である。

委員：4ページの3歳児の定員で94人増えるということは、幼稚園によっても違うとは思っているのだが、3歳児のニーズが高いことが分かる。内訳が10園となっているのだが、例えば30名1クラスだったところが、20名、20名の2クラスになった園がいくつとか、20人のところが40人2クラスになったりとか、そのあたりの内訳を教えてください。

事務局：定員が、20名のところから30名に増えた園が4園、20名のところから40名に増えた園が4園であり、1つの園が定員40名から60名に増えている。

委員：3歳児の定員についてだが、来年度に向けて3歳児の枠が大きくなって、補欠で待つ幼児がすごく減っているというのはいいことだと思う。ただ、それでもやっぱり入れなくて補欠で待っている幼児が何園かには残っているので、そのあたりで、これは希望になるのだが、入園を希望する子どもたちが全員幼稚園に入れるようになればと思う。

委員：待機児童がだんだん減ってきているというのもあると思うのだが、保育所によっては空きがあるというところもあるのか。そのあたりは大変難しいとは思っているのだが、何かいい方法があればと思うのだが。

事務局：地域によって、すべて埋まっていない園もある。特に、4月1日現在というのは0歳に

については埋まってない園というのは結構ある。そういった状況を踏まえて、来年度の予算で0歳の部屋を活用して1歳をとっていただくような補助金とかそういったソフト面でのところも考えたいところであるが、その利用は4月以降にならないとわからないところである。あと、新園については、いきなり全部埋まるというのは逆に非常に珍しく、特に4歳5歳についてはほぼ埋まっていないような園も結構ある。ただ、保育ニーズが高い1歳2歳3歳についてはどこも埋まっているような状況である。

委員：大変難しいと思うのだが、年齢で空いているというのは、保育士も余ってきているというような状況もあるのではないか。そこがうまくいけばよいと思うのだが。

委員：入園児の申し込みについては、各認定区分で場所が違うのだが、例えばこども育成室で統一して申し込みできるということは難しいのか。

事務局：今現在は、1号の子どもは各幼稚園の施設であり、これは公立も民間も同じである。2号3号の保育要件のある子どもについては、公立も私立も含めて、市の方で一括して受付をしている。したがって、どうしても国の子育て支援制度の中での申し込みのルールに基づいているので、そこについては国の動向も見ながら、なるべく保護者の方が申込の際に、二度手間にならないよう、少しでもいろいろな形で取り組みたいと考えている。

会長：他にこの件に関していかがですか。それでは最後の次第の4のその他に移りたいが、委員の方から特にその他で申し出などはあるか。無いようなので、事務局からその他で連絡事項等をお願いしたい。

4 その他

(事務局より連絡事項)

5 閉会